



太陽光発電設備は償却資産（固定資産税）の申告が必要です

■ 償却資産の申告が必要な太陽光発電設備とは？

事業の用に供することができる太陽光発電設備は償却資産の申告対象になります。

※ 屋根や野立てなど設置場所を問わず申告対象です。

※ 太陽光発電設備とは、太陽光パネルだけでなく架台・送電設備・電力量計など設置・送電を行うための全ての償却資産のことを言い、これら全てが申告対象となります。

※ 野立ての場合、フェンスや舗装などの外構工事も申告対象となります。

■ 課税標準の特例について

一定の要件を満たす設備については、課税標準の特例が適用されます。

※ 設備の取得時期により取扱いが異なりますのでご注意ください。

取得時期	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
対象設備	自家消費型太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備の年間発電量がひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内である設備)で、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した発電出力10キロワット以上の再生可能エネルギー発電設備 ※固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備は特例の対象外となります。	ペロブスカイト太陽電池を使用した設備、または地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した設備
特例割合	発電出力1,000kw未満→課税標準額を3分の2に軽減 1,000kw以上→課税標準額を4分の3に軽減	
適用期間	最初の3年度分	
該当の場合は「償却資産申告書種類別明細書」の「摘要」に記載のうえ、 申告書とともに下記の添付書類をご提出ください。		
添付書類	①補助事業者等が交付する補助金が確定したことがわかる書類の写し ②出力規模がわかる書類の写し(仕様書・見積書等)	

上記提出書類のほかにその他参考となる資料(配置図、設備仕様書等)を提出いただく場合があります。